

# 五泉市農業委員会

## 令和7年 第7回 定例総会議事録

会議開催 令和7年7月31日(木) 午後2時00分  
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

### 出席委員(19人)

1番 渡邊 利雄	2番 亀山 公子
3番 大槻 彰吉	4番 長谷川 亘
5番 深井 秋彦	6番 大湊 弘明
7番 高橋 喜美子	8番 権平 孝男
9番 武藤 智暁	10番 樋口 勝俊
11番 川瀬 福司	12番 井上 百合子
13番 清田 ひろみ	14番 村田 和賢
15番 金子 郁夫	16番 酒井 美奈子
17番 大湊 賢吉	18番 金子 信行
19番 松尾 タカ子	

### 欠席委員

無し

### 関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	本間 泰巳
村松事務所長	牛腸 修啓	係 長	星 恵里子
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

- ・所有権移転案件
- ・利用権設定・転貸案件

議案第4号 「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和7年第7回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第7回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中全員出席しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、7番・高橋喜美子 委員、8番・権平孝男 委員 をお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長をお願いいたします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。  
調査班の班長、2番・亀山公子 委員から、報告をお願いします。

調査班長（亀山公子 委員）

はい、議長。議席番号2番、現地調査班 亀山です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として7月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、川瀬 委員、劔 推進委員、波多野耕介 推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、赤羽、土堀、橋田、小熊、山崎、村松地区では、下阿弥陀瀬、千原 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数6件で、売買が1件、贈与が1件、貸借が4件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。

番号1番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、合計面積3,340㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

番号2番は、贈与の案件です。

譲渡人と譲受人は親子であります。田2筆、合計面積2,042㎡を親子間で贈与するものです。

4ページをご覧ください。

番号3番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積1,265㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

4ページから6ページをご覧ください。

番号4番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田17筆、合計面積9,110㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

6ページをご覧ください。

番号5番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積991㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

6ページから8ページをご覧ください。

番号6番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田9筆、合計面積17,421㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

9ページから14ページをご覧ください。

番号1番から番号6番の案件について、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（亀山公子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は赤羽地内の田、番号2番は千原地内の田、番号3番は土堀地内の田、番号4番は小熊地内の田、山崎地内の田、番号5番は千原地内の田、番号6番は下阿弥陀瀬地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。  
今回の農地法第4条の規定による許可申請は、総数1件であります。  
17ページをご覧ください。  
番号1番は、橋田地内の登記地目 田1筆面積221㎡を植林とする永久転用案件であります。  
23ページの審査表をご覧ください。  
許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。  
申請地は、第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。  
中山間地域等の存在する小集団の生産性の低い農地であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。  
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（亀山公子 委員）

はい議長。説明いたします。  
番号1番は、橋田地内の休耕畑でありました。  
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決を行います。  
「議第2号・農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 3 号 (①所有権移転案件)

議 長 続きまして、「議第 3 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。  
はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。  
事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長、説明いたします。  
27 ページをご覧ください。  
今月の「所有権移転案件」について、3 件の申し出がありました。  
農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転は、新潟県農林公社を介在した売買であります。  
売渡と買受を案件ごとに順番に表示しております。  
番号 1 番から 6 番の内容については、令和 7 年 7 月 16 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。  
番号 1 番から 6 番は売買の案件です。  
番号 1 番と 2 番は、合計面積 2,826 m<sup>2</sup>  
番号 3 番と 4 番は、合計面積 4,869 m<sup>2</sup>  
番号 5 番と 6 番は、合計面積 14,817 m<sup>2</sup>  
これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。  
33 ページ、34 ページをご覧ください。  
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。  
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。  
「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号 (②利用権設定・転貸案件)

議 長 続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。  
事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長説明いたします。

35 ページをご覧ください。

今月の「利用権設定・転貸案件」について、6 件の申し出がありました。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号1番と2番は、面積608㎡

番号3番と4番は、面積243㎡

番号5番と6番は、37 ページをご覧ください。合計面積7,240㎡

番号7番と8番は、39 ページをご覧ください。合計面積14,826㎡

番号9番と10番は、面積1,501㎡

番号11番と12番は、41 ページをご覧ください。合計面積12,447㎡

それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

6 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は1件、番号9番と10番であります。

43 ページから46 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号

議 長 続きまして、「議第4号・「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

本間次長 はい、議長。

議 長 本間次長。

本間次長 それでは、私の方から「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」ご説明いたします。総会資料の51ページをご覧ください。

意見書につきましては、18人から55件の意見が提出されましたが、7月7日（月）に開催しました、取りまとめ会議で3班に分かれ話し合いいただき、18件に取りまとめでいただきました。その後、16日の役員会にて、重複部分等を調整するなど精査し、国・県に対する意見を4件、市に対する意見を7件、その他の意見を2件、計13件に集約しました。

意見書の冒頭部分52ページにつきましては、事前にお配りしましたので、読み上げを省略させていただきます。

次に、53ページをご覧ください。

1、国・県に対する意見です。

まず《国に対する意見》については、(1)国の政策の見直し等についてです。

① EUでは小規模農家に対して所得補償を行い、米国では政府が農産物の価格保証で農家を支えている。日本も食料安全保障の確保の意識を強く持ち、食料の安定供給に向けた、農家が安心して農業経営を維持していくための所得補償制度を進めてほしい。

② 農地の集積・集約を図る上でも、圃場整備事業が急務となっている。農地利用の最適化という目標を達成するため、生産性の向上を図るための重要な事業として、要望のある地域に対して、広く事業が採択されるよう取り組みを行ってほしい。

次に、《県に対する意見》については、(1)河川の維持管理についてです。

これまでも要望してきたが、雑木の伐採、除草、堆積土の除去など継続的な維持管理をしてほしい。大雨で河川が氾濫した際に農作物への被害が危惧されるだけでなく、人命にかかわるような危険な場所もあり、災害が起きてからでは遅いのではないか。

特に、桑山川、道作川、滝谷川、牧川、辻川、五部一川、能代川について、危険箇所が散見される。害獣等の通り道となり農作業に危険を感じることや、動物のすみかとなるため、早急な対応をお願いしたい。

それから、(2)補助制度の見直しについてになります。

農業機械の購入費補助など、県の補助制度は提出書類が多く、申請に手間がかかるため、手続きの簡素化を図ってほしい。申請手続きが円滑に進むよう、申請までのサポートについて、個人に対しても手厚く行ってほしい。

国・県に対する意見は、以上4点となります。

1枚はぐっていただきまして、54ページをご覧ください。

2、五泉市農業施策に関する意見です。

(1) 遊休農地対策についてですが、農業従事者の高齢化が進み、後継者・労働力不足などの理由から、農地を適切に保全管理していくことが難しくなっている。農業委員会でも農地パトロールや利用意向調査等を行い、遊休農地解消に向けた取り組みを行っているが、これまでのやり方だけでなく、あらゆる取り組みが必要だと感じている。

農福連携による農業従事者の確保や、ボランティア等を募って、農作物を作りフードバンクへ寄付をおこなったり、花を植えたりというような遊休農地活用について、関係機関が協力して、それぞれの分野で取り組みが行えるような体制づくりをお願いしたい。

(2) 農業支援の新設・拡充についてです。

気候変動や農業用資材等の価格高騰など、農家の経営は非常に厳しい状況が続いている。農地の集積・集約化を図る上でも、農業機械の購入や施設の修繕など経営支援に繋がる制度の新設や拡充をお願いしたい。具体的には以下のような取り組みを検討してほしい。

① 認定農業者の補助金の上限が100万円（経費500万円の20%）だが、農業機械の大型化や価格高騰が進み、経費の増加に伴い、補助額上限を200万円（経費1,000万円の20%）として欲しい。

② 農家に対しての各種補助制度について、担い手以外の農家も制度の恩恵が受けられるよう、補助制度の柔軟な運用をお願いしたい。

③ 農地の集積・集約化を進めるにあたり、農機具入替の必要性も増加している。補助制度を見直し、年に複数回申請が行えるようにするなど、補助の機会を拡充してほしい。

④ 農地を管理する上で必要な草刈り等の作業について、農業従事者の高齢化や労働力不足などの理由から十分な管理ができない農地が増えてきている。優良農地を守るためにも、農地管理に必要な草刈り作業について、補助制度を設けて遊休農地が増えないような取り組みを行ってほしい。

続きまして55ページをご覧ください。

(3) 新規就農者支援についてです

遊休農地解消のためには、新規就農者支援の取組も重要である。セカンドキャリアも含めた新規就農者支援については、資金面や技術習得、農業経営開始後のサポートなど支援内容が多岐にわたるため、関係機関と協力しながら就農に向けたサポートを行なうことが必要である。新規就農者が安心して支援を受けられるよう、市が主導となった支援体制の構築をお願いしたい。

(4) 有害鳥獣対策についてです

有害鳥獣による農地、農作物等の被害が増加しているため、被害対策事業の拡充等をお願いしたい。具体的には、駆除を行う猟友会に対する日当の増額や電気柵等導入支援の拡充、イノシシにより破壊された畔の復旧費用に対する補助事業の新設をお願いしたい。

五泉市農業施策に関する意見は、以上7点となります。

次に、3、その他の意見です

(1) 害虫駆除に伴う畦畔焼きの作業についてです。

農作業の一環として、害虫やネズミ駆除のため、春作業前に行う畦畔焼きを行いたいが、屋外での焼却行為は法律で原則禁止されている。

施行令による例外規定に、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」とあり、県外では今でも行われているところもあるが、畦畔焼きを例外規定にある「やむを得ない焼却」として行うための条件等があればご教示いただきたい。

(2) 国・県への意見要望についてです。

毎年要望している「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に対しての、国や県の反応が知りたい。せっかく要望した意見が言って終わりにならないように、出来なくても、どうしてもできないのか理由も含めた回答がいただきたい。

その他の意見としては、以上2点となります。

参考までに、各班単位で取りまとめた意見書の内容の一覧表を参考資料として添付いたしましたので、ご覧いただければと思います。

説明は以上となりますが、今後の意見書提出までの流れについて、併せて、説明をいたしたいと思います。

本日の総会にかかった後、8月8日の役員会が終わった後で、市長に対しての意見書提出となります。8月29日金曜日に、総会において、市長からの意見に対する回答、それから、意見交換会が開催ということで予定しております。具体的な時間等は、改めて、ご案内する予定でありますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員  
はい、議長。

議長 はい、8番 権平委員。

権平孝男 委員  
はい、8番、権平です。  
皆さんから意見をまとめていただきましたけれど、市になるのか、土地改良区になるのか、分かりませんが、今回の酷暑、猛暑によって、各所、水不足が発生しております。それが、今年、始まったことではありません。3年に1回ずつ、水不足

になっています。

それに対して、対応策が、土地改良区だと思えますけれども、あまり進んでいないわけですね。また、これから暑い夏の年が続きます。そういう中にいて、土地改良区に対しても、水不足の対応を早急にしてもらいたい。国の国策である大規模用水、また、橋田地区でため池、貯水槽を作る予定でありますけれども、待ってられない事態なわけですね。それも意見としていれてもらいたいんです。

その他の意見も、畦畔焼きを市の要望に入れてあげた方が重みもあるため、この部分を市の要望の中に入れてもらいたいなと思います。

議長 はい、貴重なご意見だと思います。ありがとうございました。  
大変、貴重なご意見をいただきまして、また、事務局とも相談してみたいと思います。

金子信行 会長代理  
土地改良区の件について、4月から土地改良区の人が変わりましたけれども、土地改良区の推薦枠である大湊委員は、皆さんにお話しできる内容というのは、あるのでしょうか。

大湊賢吉 委員  
特別、ありませんが、井戸を掘るにもお金がかかります。どうしても雨が降らないことで参ってしまう。緊急の井戸はありますけれども、みんなに行き渡ることがなくて、なかなかこれは大変なことです。

金子信行 会長代理  
はい、わかりました。私の地区でも、田んぼのかなり水のかけっぱなしがあります。農業新聞の配布物があるとと思うんですけども、農業委員、推進委員から、各農家組合員へ行かれた時、田んぼへの水のかけっぱなしは、極力なくしてくれということをお願いしてもらいたいんです。

野焼きの件ですけども、午前中、インターネットで調べてみたんですけども、大阪と千葉と栃木で、野焼きがインターネット上ではOKされておりました。大阪だったかな、ホームページで、農林課が、何月何日、何時から何時まで、どこの地区で野焼きを行いますとアップしていました。それで燃やすということをやっているみたいで、それが、すぐに五泉市で通用するか、分からないんですけども、皆さんと色々相談をしていって、雑草、カメムシをなくすために、野焼きをしたいという話でありましたので、少しでも進展できるよう、市の方にも通してもらえようにしたいと思います。これからは皆さんからいろんな意見があったら、教えていただきたいと思っています。

以上、です。

議長 他に、ご意見ございませんでしょうか。

大湊賢吉 委員  
はい、議長。

議 長 17 番、大湊賢吉 委員。

大湊賢吉 委員  
今回、初めてなんですけれども、以前、どのような流れで返事をもらったのか、その辺の話を聞いてみたいです。

金子信行 会長代理  
前回、2名、木越の〇〇さんと土地改良区の推薦枠で〇〇さんがいらっしゃったんですけれども、二人のどちらかからの回答があつて、今、土地改良区でのことを知っている範囲で皆さんに内容を教えてもらっていたというふうにとっていました。  
土地改良区で集まりがある中で、水が不足になっているんですけども、どのようにしていくのか、そういうことを教えてもらえれば、農業委員、推進委員を通じて、農家組合長の方に協力してもらおうなど。  
用水よりも排水が流れているということがあり、おかしいでしょうということです。意見がありましたら、教えていただきたいと話をさせていただきました。

大湊賢吉 委員  
国から県からどのような返事がきましたでしょうか。

議 長 最後のその他のところで示していたように、市長から返事をもらう形にしております。なお、念を押して、その他に載せさせていただきました。

金子信行 会長代理  
皆さんが納得するような回答は、もらっていません。  
明確な回答をもらいたいと思います。  
次回の総会で、市長から回答をもらえるとしますので、それで判断していただけたらと思います。

大湊賢吉 委員  
ありがとうございました。

議 長 他に、何かありませんでしょうか。  
初めての方もおられますので、どういう意見を出したら良いのか、迷われたかと思  
います。  
今回は、この意見書を上げさせてもらいます。お願いいたします。

議 長 採決を行います。

「議第4号・「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号・「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について」は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和7年第7回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分 閉会)